

ひがしそのぎ

平成 30 年度

東彼杵町広報紙

6 月 No. 609

日本一そのぎ茶に物産品！そのぎ茶市

5月11日から13日、毎年恒例のそのぎ茶市が行われました。新茶や物産品販売、各種イベントが催され、たくさんでにぎわいました。



人と人との 心のつながりを 大切にしたい 新たな学校づくりの ために

「学校運営協議会」の開催と
「コミュニティースクール」の創造

教育長 加瀬川 哲文



我が町東彼杵町の人口がいよいよ8,000人を切ろうとしています。人口減少や少子高齢化、核家族化は、「一流の田舎」を標榜する東彼杵町にも確実に押し寄せてきています。子ども達の数も減少し、地域住民の人間関係も希薄化していく中で、いつまでも「自然良し、環境良し、地域良し、交通の便良し」の東彼杵町に頼ってばかりもおられないようです。さてさて、どうしたらよいのでしょうか。

「一流の田舎」とは一体どのような田舎でしょうか。「自然がいっぱいで空気もきれい」であればいいのでしょうか。確かにそれらも大切ですが、私は、「皆が知り合い、顔見知り」で「助け合い、励まし合い、支え合うことのできる町」こそが「一流の田舎」ではないかと思うのです。



では、「皆が知り合い、顔見知り」になるためにはどうしたらよいのでしょうか？まずは「集まること」です。地域住民が集まってくれることを一番期待してくれている場所はどこでしょうか？そう！「学校」なのです。学校には、運動会や学習発表会、授業参観、ふれあい交流会などの学校行事がたくさんあります。子ども達も地域の皆さんとお話ししたり、一緒に活動することが大好きです。児童・生徒数が減少する中、たくさんの地

域の方々との出会い、ふれあいを求めています。

子ども達の学力や人間性、健康や体力などの「生きる力」は、学校のみで育まれるものではありません。子ども達は、学校で学び、地域で磨かれ、家庭で育つのです。子ども達の「生きる力」は、多様な人々との関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校だけで教育できるものではありません。

では、いつごろ、何のために、どのようにして集まればよいのでしょうか？その方法を話し合い計画を立ててくれるのが、今、本町の各学校に設置してある「**学校運営協議会**」なのです。「学校運営協議会」は、保護者や地域住民の代表者で組織し、学校運営や学校の課題などに対して、広く保護者や地域住民が参画できる組織のことで

す。法律で設置義務化されている「学校運営協議会」を設置している学校を「**コミュニティ・スクール**」と言います。「コミュニティ＝地域全体」で子ども達を育もうとする学校のことで

また、各学校の応援隊としての「**地域学校協働活動推進本部**」が設置され、互いにパートナーとして力を合わせて学校行事などの支援に取り組んでいます。



▲彼杵中学校運営協議会

例えば、大きな学校行事である「運動会」や「体育大会」。準備などは先生方ばかりではたいへんです。学校は、保護者や地域の方々にも協力して欲しいなあと。そこで「学校運営協議会」で支援や応援体制を協議していただきます。学校を取り巻く地域団体などはたくさんあります。それらの諸団体に「**地域学校協働活動推進本部代表**」から依頼があります。除草作業は自治会で、テント張りはPTAで、グランド整備は老人会、ライン引きは民生・児童委員会、受付は婦人会で、用具準備は健全育成競技会で、などの役割分担がなされ、実行されます。これらの応援隊・実働隊のまとめりが「**地域学校協働活動推進本部**」になります。

次ページへ続く 

学校の教育活動には、米づくりや野菜づくり、調理実習や職場体験、交通安全実習や伝統芸能、昔の遊び、ふるさとの歴史などいろいろなものがあります。先生方もそれら全てをよく知っている方々ばかりではありません。学校は、これらをよく知っておられる方々や「匠の技」の持ち主の方々のお力をお借りできればと願うばかりなのです。そこで、学校は「学校運営協議会」に相談します。そして、「地域学校協働活動推進本部」を通じて各種団体や個人などに依頼することになります。

「地域づくりは、人づくり」です。学校や地域を元気にするには、地域全体で共通の目標やビジョンを持って取り組む必要があります。私は、東彼杵町が「学校運営協議会」や「コミュニティ・スクール」の活動を通じて皆が知り合い、顔見知り

になり「助け合い、励まし合い、支え合うことのできる人間性豊かな『一流の田舎』」に成長していくことを夢見ています。皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。■



▲コミュニティ・スクール推進協議会



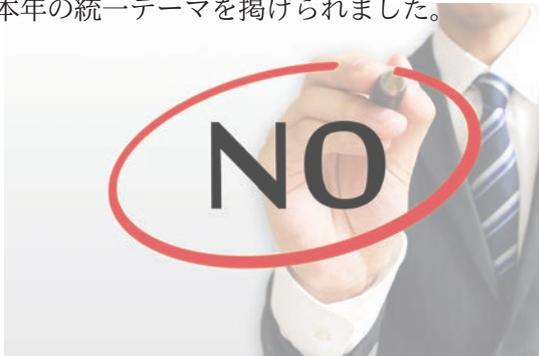
東彼杵町消費生活 相談窓口

国においては、昭和63年以降、毎年5月を消費者統一月間として、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行っています。

消費者庁では、平成30年度

『ともに築こう
豊かな消費社会
～誰一人取り残さない～』

と本年の統一テーマを掲げられました。



東彼杵町では、消費者月間の一環として『だまされんぞ～』をキャッチフレーズに、啓発を行っています。本年は、

『^{だい}誰っっちゃ!!だまされんぞ～』

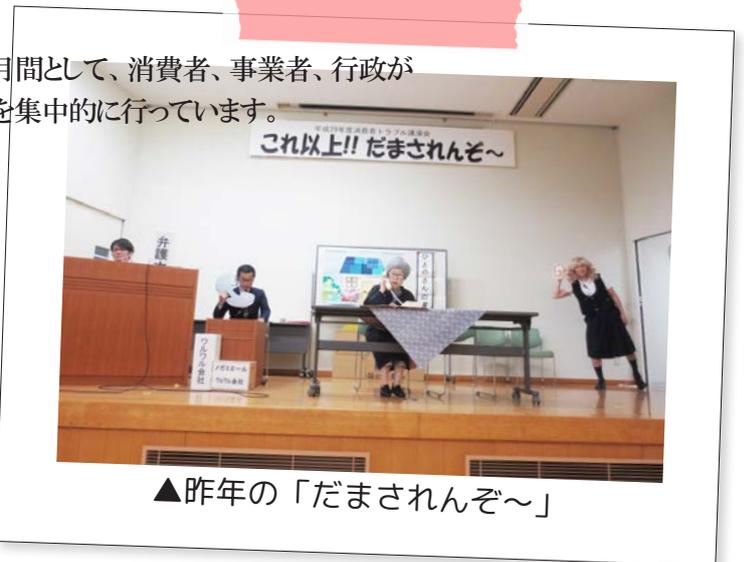
と消費者トラブル講演会を、

平成30年6月30日(土)10:00～12:00

に開催します。

長崎県弁護士会所属、諫早綜合法律事務所の三宅敬英弁護士をお招きして、基礎的なトラブルの対処法を講演に寸劇を取り入れ、点検商法の事例を「おもしろ!?生活消百科」で演出します。後半には川棚警察署の生活安全課係長 福山警部補をお招きし自動通話録音装置に収録された詐欺犯の実話を基にした講話を予定しています。

この機会に是非、悪質商法にだまされないためにふるってご参加ください。



▲昨年の「だまされんぞ～」

消費生活と経済社会との関わり方が年々多様化・複雑化しています。

詐欺・悪質事業者による被害は年齢に関係なく多発する一方です。

消費者被害・事故に遭わないように、**地域・家庭の中から自ら進んで知識を修得し情報を収集**することが求められています。

本町では、地域の関係機関の連携により、高齢者等の消費者安全の確保にかかる取組みを推進するため、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体が参画して、多様な主体間の情報共有及び連携強化を図り、協働による資源の開発等を推進することを目的とした、「**東彼杵町高齢者のための地域づくり・見守りネットワーク協議会**」が設置され、様々な分野で活動しています。

また、高齢者に限らず若年層においても消費者被害を防止するため、消費者教育中学校授業支援の推進にも力を入れています。

町民が一体となった安全・安心が確保された地域体制により、「**消費者被害0**」を目指しています。

消費生活についての相談窓口

*消費者ホットライン

いやや
188

泣き寝入りは「嫌や!」

消費者ホットラインから市町の消費生活相談窓口に繋がります。

*県消費生活センター相談窓口

(平日9:00～17:00) ☎095-824-0999

*東彼杵町相談窓口

総務課 防災交通係

(平日8:30～17:15) ☎0957-46-1265



▲総務大臣表彰を受賞された福田 和範さん

福田 和範さんが総務大臣表彰を受賞

平成29年10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙において顕著な功績をあげた個人として福田 和範さん（瀬戸）が表彰を受けられました。

福田さんは平成18年から11年にわたり東彼杵町選挙管理委員会委員として尽力されています。選挙を身近なものに感じられる工夫や、有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりを積極的に行われ、適正かつ円滑な選挙の運営に貢献されました。



▲献茶祭の様子

そのぎ茶の豊穰と、消費拡大を願って

そのぎ茶市の初日にあたる5月11日、彼杵神社で「献茶祭」が執り行われました。

参加者一同で、お茶の生産に感謝するとともに消費拡大を祈願し、収穫されたばかりの一番茶が奉納されました。

そのぎ茶振興協議会の岡田会長は、「今年も上質のお茶ができ、まずまずの出足でありました。日本茶ブームの兆しがあるなか、そのぎ茶を益々宣伝し、発展させていきたいと思えます。」と話されました。



▲募金を呼びかけるこどもたち

募金をおねがいしま～す！

そのぎ茶市2日目の5月12日、学童保育わくわくはうすによる緑の募金活動が行われました。

暑い日差しの中、元気に呼びかけを行い、たくさんの方に声をかけていただきました。募金をされた方にはマリーゴールドの苗を手渡しました。

募金はすべて長崎県緑化推進協会及び町が実施する緑化等事業に使われます。

明るく楽しい話題がありましたら総務課までご連絡ください。
 総務課総務係 ☎46-1265（直通）

安全・安心パトロール

5月12日の「民生委員・児童委員の日」に合わせて、民生委員・児童委員による防犯パトロールが実施されました。

青少年の安全・安心を目的に、5月11日から5月13日のそのぎ茶市開催中3日間行いました。

民生委員・児童委員は、地域住民の相談相手となり、高齢者の見守りや訪問、子育ての応援・児童の健全育成に努めるほか、関係機関のつなぎ役などの活動を行っています。



▲パトロールの様子

旬のそのぎ茶を食べて満喫！

新茶が美味しい時期となり、東彼杵町ふるさと交流センターには、農家民泊をはじめお茶に関する体験の問い合わせが増えています。

町内で一番茶の摘採が一段落した5月12日、長崎市の児童デイサービスぶれぶれ遊歩の18名が、三井木場池のほりにある山口文好さん（平似田）の茶畑で残っていた新芽を摘み、天ぷらづくりを体験されました。普段は野菜類を一切食べないという子どもも、お茶の天ぷらは別なようで揚げたてを美味しそうに頬張っていました。



▲ヤギと触れ合うこともでき、楽しい課外活動に

ベリーグッド！イチゴで国際交流

タコマコミュニティカレッジ（米国）の教授と学生が5月19日、東彼杵町を訪れて、イチゴ狩りや農家民泊などを体験されました。

参加者のジェイソン・ヒンドマンさんは、「日本のイチゴは口の中でとろける美味しさ！」と、大粒の“ゆめのか”を食べて大満足。受け入れをした樋口庄次郎さん（樋口）は、シーズン終盤のイチゴを活用した体験交流に協力的で、「しっかり管理をすれば5月下旬まで収穫できる。リクエストがあれば来年も」と話されました。



▲樋口さん（中央）のハウスでイチゴ狩り体験

平成29年度の予算執行状況をお知らせします

町では年に2回、町の財政状況をお知らせしています。金額は平成29年3月31日現在のもので、決算額ではありません。町の決算日は5月31日ですので、決算の状況は改めてお知らせします。

表1 一般会計執行状況（平成30年3月末現在、前年度からの繰越事業を含む）

会計区分	予算額	収入済額	会計区分	予算額	支出済額
地方交付税	19億2,605万円	19億7,318万円	民生費	14億4,119万円	13億5,691万円
町税	7億3,017万円	7億6,977万円	土木費	6億2,496万円	3億8,794万円
国庫支出金	5億9,754万円	5億9,652万円	公債費	6億6,323万円	6億6,149万円
町債	4億1,591万円	1億2,990万円	総務費	8億6,810万円	7億7,562万円
県支出金	6億1,057万円	4億5,138万円	農林水産業費	5億3,451万円	3億3,933万円
繰入金	5億3,488万円	1億7,171万円	教育費	3億9,039万円	3億6,268万円
繰越金	1億5,690万円	1億5,690万円	衛生費	4億0,977万円	3億5,951万円
地方譲与税 各種交付金	2億2,512万円	2億2,167万円	消防費	2億8,935万円	2億5,945万円
その他	1億9,610万円	1億8,953万円	商工費	5,937万円	5,250万円
合 計	53億9,323万円	46億6,056万円	議会費	6,955万円	6,845万円
			災害復旧費	3,617万円	2,723万円
			その他	665万円	—
			合 計	53億9,323万円	46億5,109万円

表2 平成29年度全会計予算執行状況一覧（平成30年3月末現在）

会計区分	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	53億9,323万円	46億6,056万円	86.4%	46億5,109万円	86.2%
特別会計(8会計)	30億5,882万円	26億6,325万円	87.0%	27億8,875万円	91.1%
合 計	84億5,205万円	73億2,381万円	86.7%	74億3,984万円	88.0%

会計区分	収入予算額	収入済額	収入率	支出予算額	支出済額	執行率
水道事業会計	3億2,613万円	3億1,654万円	97.1%	3億1,916万円	3億142万円	94.4%

表3 借入先別地方債現在高（全会計）

借入先	金 額
財政融資資金(財務省)	53億2,504万円
地方公共団体金融機構	12億9,009万円
日本郵政(株)	8億2,207万円
市町村振興協会	2億7,011万円
市中銀行(JA含む)	1億5,445万円
合 計	78億6,176万円
町民1人当たり額※	97万円

表5 平成29年度基金残高

基金名	平成30年3月末
一般会計財政調整基金	4億5,924万円
ふるさと創生事業基金	4億1,087万円
下水道事業基金	2億1,026万円
減債基金	1億9,521万円
教育文化施設整備基金	1億9,458万円
国保特別会計財政調整基金	1億7,672万円
介護給付費準備基金	1億6,225万円
地域福祉基金	1億2,085万円
オフトーク通信施設等 財政調整基金	1億5,240万円
庁舎整備基金	8,759万円
その他	6,478万円
合 計	22億3,475万円

表4 一時借入金の状況（全会計）

借入限度額	9億2,000万円
借入残高	4億9,188万円
平成29年度中の最高残高	4億9,188万円
前年度(平成29年3月 末日)の残高	2億円

※「町民1人当たりの額」は平成30年3月末現在の人口8,077人により算出しています。

役場 福祉係からのお知らせ

1. 児童手当について

児童手当は次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する制度です。日本国内に住所を有する中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を対象とし、監護・生計同一（維持）の要件を満たす親等が受給者となります。

父母のうち、生計を維持する程度が高い方が受給者となります。

【支給対象】

- ・支給対象者 児童の養育者
- ・対象となる児童 日本国内に住民登録がある
中学生修了までの児童

【児童手当の手続き】

- ・引き続き児童手当を受給する場合は6月末までに『現況届』の提出が必要です。5月分までの受給者全ての方に郵送でご案内します。
- ・出生・転入・転出等の際、15日以内の手続きとなっています。印鑑、請求者の健康保険証、請求者の通帳をご持参ください。
- ・15日間を過ぎると、申請月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

【支給日】

6月、10月、2月の10日（休日は前営業日）に前月までの手当4か月分が支給されます。

※「第3子の数え方」

監護し生計同一（維持）の児童（18歳到達後最初の3月31日まで）の年長者から第1子、第2子、第3子と数えます。

【支給額月額】

児童の年齢	支給月額
0歳～3歳の誕生日まで	15,000円
3歳誕生月の翌月分～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円
(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

【所得制限限度額以上の場合】

児 童	支給月額
特例給付として、上表の年齢区分に関係なく	5,000円

【所得制限限度額表（前年中の所得額）】

児 童	所得制限限度額
0 人	622万円
1 人	660万円
2 人	698万円
3 人	736万円
4 人	774万円
5 人	812万円

2. 中学生弁論大会開催のお知らせ

本年度も“社会を明るくする運動”が、全国的に展開されます。

これに伴い当町でも「社会を明るくする運動東彼杵大会」を下記のとおり開催します。

○第68回社会を明るくする運動東彼杵大会 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

開催日時 平成30年6月30日（土）13時30分

開催場所 東彼杵町総合会館 文化ホール 大ホール

開催内容 中学生弁論大会

（7月8日大村・東彼杵大会出場者2名を選出）
小学生によるポスター及び中学生による標語の展示
（ロビー・6月30日～7月31日）



▲昨年の弁論大会の様子

問 町民課福祉係 ☎46-1155（直通）

平成30年度東彼杵町まちづくり応援補助金審査会委員募集のお知らせ

町では、平成30年度東彼杵町まちづくり応援補助金審査会委員を募集します。申込みご希望の方は、所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、7月10日までに東彼杵町役場まちづくり課まで提出してください。

※ 詳しくは町HPをご覧ください。役場まちづくり課へお問合せください。

募集人数 若干名

職務内容 次の事業について必要な事項を審議していただきます。

- (1) 補助事業等（ふるさとづくり推進事業、地域づくり事業 等）
- (2) 資金貸付事業（用地取得資金貸付事業 等）
- (3) まちづくり支援交付金事業

審議会開催予定 必要に応じ開催

謝 礼 3,000円/回（書面による審査の場合は無し）

問 まちづくり課企画係 ☎46-1286（直通）

森林の土地を取得したときには届出が必要です

森林の所有者がわからないと

① 行政が森林所有者に対して助言等ができない

② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられないことから、平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になりました。

●届出対象者

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

●届出期間

土地の所有者となった日から**90日以内**に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

●届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所及び面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、**登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面**が必要です。

※届出書の様式は役場に備えられています。

※届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。詳しくはお問い合わせください。

問 農林水産課 ☎46-1317（直通）

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ② 伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが森林法で義務づけられています！！

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

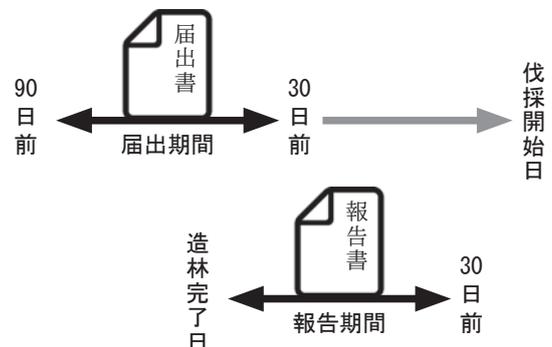
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

- ◆森林所有者（自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合）
- ◆森林所有者と立木買い受け者（共同）（伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合）

提出の時期はいつ？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：
伐採を始める90日から30日前まで
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：
造林を完了した日から30日以内



提出先は？

伐採・造林する森林がある市町村の長です。

提出をしないとどうなるの？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条）
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）

問 農林水産課 ☎46-1317（直通）



農業委員会からのお知らせ

1. 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会では、農地法第30条の規定により、遊休農地の把握や違反転用の発生防止のため、毎年、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

- 対象農地 町内全域の農地
- 調査期間 平成30年7月1日～平成30年8月31日
- 調査方法 地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地を見回り、利用状況の調査を行う

各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともあります。ご理解とご協力をお願いします。

また、現地調査の結果に基づき、耕作されていない土地の所有者等に対し、農地としての適正な利用を図っていただけるよう農地利用意向調査をさせていただき予定です。

【遊休農地とは】

1年以上にわたって耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地。

【なぜ、調査が必要なのか？】

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまい、耕作できる状態に戻すのに、大変な手間と労力がかかります。また、農地法第2条の2に、農地の所有者等は適正で効率的な農地の利用を確保しなければならないという責務規定がありますので、農地の適正な管理をお願いします。

なお、**農地の貸付や譲渡を希望される場合は**、地元農業委員または農業委員会までお知らせください。

2. 昨年度の農地利用状況調査の結果

昨年7月から8月末にかけて実施した、農地の利用状況を取りまとめました。

- 耕作中の農地面積 1,102.5ha
- 遊休農地面積 367.5ha
 - うち、A分類：再生利用が可能な荒廃農地 50.4ha
 - B分類：再生利用が困難な荒廃農地 317.1ha
- 非農地判断済み農地 10.1ha（B分類農地から非農地として通知したもの）

問 農業委員会 ☎46-1311（直通）

6月は「不正改造車排除強化月間」

安全確保と公害防止のために

危険です。迷惑です。クルマの不正改造。

不正改造車に関する情報・相談・お問い合わせは、
下記までおよせください。

問 九州運輸局 長崎運輸支局 整備部門 ☎095-839-4749



平成29年度宝くじ助成金活用事業のご紹介

毎年発売される宝くじの収益金の一部は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために、助成金という形で全国に交付されています。東彼杵町ではその助成金を活用し、子供や高齢者の支援を行ったり、各種イベントの開催やイベントに使用できる機材・備品の購入を行ったりしています。

昨年度はサマージャンボ宝くじの交付金を使って、『ハウステンボス歌劇団「永遠の夢」公演in東そのぎ』『淡路人形座公演』『桂南光独演会』といった芸術文化公演を行いました。

芸術文化公演の実施に活用しました！



平成30年度長崎県ギャンブル依存症家族教室

身近な人のギャンブルの問題を一人で抱えていませんか？まずはお気軽にご相談ください！

場 所 県北地区 佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）3階 デイケア室（佐世保市高砂町5-1）

長崎地区 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター 2階 大会議室（長崎市橋口町10-22）

日 程（火曜日に実施） 13:30～15:30 ※事前予約が必要です

県北地区	長崎地区	内 容
6月19日	7月3日	講話「依存症とは？家族としての対応」(精神科医師)
7月17日	8月7日	講話「借金への対応について」(弁護士)
8月21日	9月4日	講話「当事者・家族からのメッセージ」(自助グループ等)

問 長崎こども・女性・障害者支援センター
精神保健福祉課 ☎095-846-5115



☆ 7月の行事予定 ☆

☎ 役場健康推進係 ☎46-1200 (直通)

○乳児相談 (3~4か月児、7~9か月児) (対象者には通知します)

<日 付> 7月4日 (水) <場 所> 総合会館2階 保健センター

時間 受付 10:00 ~ 10:30 平成30年3月7日~平成30年4月4日生まれの赤ちゃん
 受付 13:30 ~ 14:00 平成29年11月7日~平成29年12月4日生まれの赤ちゃん

○原爆被爆者健康診断 (対象者には通知します)

<日 時> 7月5日 (木) 受付 13:30 ~ 14:00

<場 所> 総合会館2階 保健センター

○母子手帳交付

<日 時> 7月9日 (月)・7月23日 (月) 受付 9:30 ~ 10:00

<場 所> 役場健康推進係 (6番窓口) <必要な物> 印鑑・マイナンバー通知書・運転免許証

赤ちゃんに関する保健制度などを説明します。上記日時に来られない場合は、事前にご連絡ください。

○健康相談

<日 時> 7月11日 (水) 受付 13:30 ~ 14:30 <場 所> 総合会館2階 保健センター

<内 容> 「健診結果の見方がわからない」「血圧が高め」「健診で血糖値が高いと言われた」など、気になることはありませんか?保健師・栄養士が相談に応じます。お気軽にご相談ください。(健診結果があればお持ちください。)

○各種がん検診等

<日 時> 7月17日 (火) 農村環境改善センター

7月18日 (水)、19日 (木) 総合会館2階 保健センター

<時 間> 受付 7:30~11:00、13:15~14:30

<がん検診> 胃・大腸・肺・前立腺 <その他> 肝炎ウイルス・ピロリ菌抗体検査

申込者には別途郵送にて通知していますが、肝炎ウイルス・ピロリ菌抗体検査をご希望の方は受付にてお申し出下さい。国保加入者の特定健診および後期高齢者医療保険加入者、40歳以上の生活保護世帯の方の健康診査も同時に実施します。

○2歳児歯科健診 (対象者には通知します)

<日 時> 7月27日 (金) 受付 13:00 ~ 13:30

<場 所> 総合会館2階 保健センター

<対 象> 平成27年10月1日~平成27年12月10日生まれのお子様

○婦人がん検診

<日 時> 7月31日 (火) ~8月2日 (木)

<内 容> お申込みをされた方に案内を送付します。詳しくは案内をご覧ください。

トレーニング室利用講習会について

初めてトレーニング室を利用される方は講習会を受講してください。7月分の予約は、6月20日以降に健康推進係へお電話ください。

日時 7月11日(水)19:00～21:00 7月22日(日)13:30～15:30

場所 保健センター相談室（町総合会館2階）

受講料 無料（東彼杵町に住民票が無い方は500円）

準備するもの 顔写真（横2cm×縦3cm）2枚・運動ができる服装・室内用シューズ・タオル・飲み物

7月は愛の血液助け合い運動月間です！

～ちょっとだけボランティア「献血」！～

輸血用血液は長期保存ができないため、年間を通じて安定的に確保することが必要です。しかし、毎年夏季は、長期休暇などにより学校や企業、団体などからの献血への協力が得にくくなります。東彼杵町では夏季においても定期的に献血を実施していますので血液の安定的な確保にご協力をお願いします。

7月の献血日：31日（火）

場所・受付時間：

東彼杵町総合会館

9:00～12:30

鈴木病院 14:00～16:30

7月28日（土）は日本肝炎デー

～肝炎ウイルス検査はお済みですか～

肝炎の感染に気付かないまま放置すると、知らない間に病気が進展し、肝硬変や肝がんなどの重篤な症状につながる恐れがあります。

一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう！



ご存知ですか？ 高次脳機能障害 —相談窓口のご案内—

高次脳機能障害とは、事故や転落、脳卒中などの脳のダメージによって、「記憶障害」「注意障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」をきたす状態のことです。

- ・「**記憶障害**」 日時、場所、人の名前など新しいことが覚えられない
- ・「**注意障害**」 ボーっとして、物事に集中できない
- ・「**遂行機能障害**」 段取りよく行動できない、急な変更に対応できない
- ・「**社会的行動障害**」 怒りやすい等感情的になりやすい、やる気がでない



こんな症状がありませんか？ もしかしたら、高次脳機能障害が原因かもしれません。お困りの方（本人や家族）はまずはお気軽にご相談ください。

《問い合わせ先》月～金 9:00～17:00

長崎県県央保健所 地域保健課 保健福祉班 ☎0957-26-3306

長崎県高次脳機能障害支援センター ☎095-844-5515

健康ひとくちメモ



頸椎椎間板ヘルニア（経験談）

東彼杵郡医師会 鈴木 治徳（東彼杵町）

一昨年9月初旬、左肩から左上肢への激しい放散痛で眠れなかった。翌日痛みとしびれが続き、整形外科を受診した。レントゲンで左頸椎の6番目のヘルニアではないか(頸椎症性変化)、そのために神経根を圧迫していると診断され、牽引を行ったが痛みが増強し結局は鎮痛剤など保存的治療を行った。

その後、炎症軽減のため約1月の間ステロイドを服薬した。紹介でMRIの検査で頸椎椎間板ヘルニアと診断され、痛み、しびれ、筋肉の萎縮が出るようであれば手術をしましょうと言われた。6番目のヘルニアは神経根を圧迫され、橈骨(とうこつ)神経の症状が出現する。手であれば親指・人差し指、中指の半分が範囲である。幸い右利きであるためカルテを記載することには問題がなかった。一番困ったことは頭のある一点でしか眠れなかったこと(約1時間おきに覚醒)であった。首をそらすと激しい痛みがあり寝るとき以外は自制ができず頸椎カラー装具を使用した。当院では肩から背部のホットパックを毎日2回行った。半年後の昨

年4月頃には痛みは治まり、幸いにして筋肉の萎縮はなかった。再度MRIで確認し手術は免れた。

しかし現在も手のしびれは続いている。さて原因は何だったのか考えてみた。骨をつなぐクッションの役割をしている椎間板が主に加齢変化により後方に飛び出すことによって起こる。30~50歳代に多く、しばしば誘因なく発症する。私の場合はおそらく悪い姿勢(昔から床の上で頻りに肘枕をしてテレビを見る習慣)でうたた寝をよくしていた。スポーツ(今回は腹を下にしてスライディングキャッチを試みた)が誘因だと思われる。2013年には右足関節の内側・外側の靭帯断裂を起こした。整形外科にお世話になる機会が増えた。ある程度の年齢になると身体のあちこちにガタが出てきます。

皆様の中にも経験された方も多いと思います。日ごろからの正しい日常生活習慣、適度な運動・ストレッチ等、肉体・精神的ストレスを溜めないことをお勧めします。

6月・7月の休日在宅当番医

診療時間 9:00~17:00

6月17日(日曜日)	ひろ皮ふ科クリニック	川棚町	0956-82-3001
6月24日(日曜日)	小鳥居内科・脳神経内科クリニック	波佐見町	0956-20-7027
7月1日(日曜日)	山川医院	東彼杵町	0957-46-0020
7月8日(日曜日)	本川医院	川棚町	0956-82-2010
7月15日(日曜日)	すが眼科	波佐見町	0956-20-7575
7月16日(海の日)	カナザワ内科クリニック	川棚町	0956-83-3727
7月22日(日曜日)	松尾医院	波佐見町	0956-85-2001
7月29日(日曜日)	はすわ診療所	波佐見町	0956-85-5221

東そのぎアート21作品展

町内で活動されている絵画サークルの皆さんによる作品展です。会員の皆さんによる力作30点あまりを展示しています。お繰り合わせ、ご来場ください。

期 間 7月15日（日）まで
場 所 東彼杵町歴史民族資料館1階ホール
入場料 無料

問 東彼杵町歴史民族資料館 ☎0957-46-1632



平成30年度北方領土に関する標語・キャッチコピーを募集します

北方領土問題対策協会では、北方領土について、国民の皆さんに広く認識してもらい、北方領土返還の気運を高めるため、「北方領土に関する標語・キャッチコピー」を募集します。

締め切り 平成30年9月30日（日）まで

応募方法 はがき、封書、ファックス、電子メール、
公募情報専門WEBサイト

応募用紙等ダウンロード先

独立行政法人北方領土問題対策協会ホームページ
<http://www.hoppou.go.jp/>

応募先

【はがき・封書】

〒105-0011 東京都港区芝公園1-8-21 5F

【㈱公募ガイド社内】

「平成30年度北方領土に関する標語・

キャッチコピー募集係」宛て

【ファックス】 03-5405-2061

【メール】 hoku@koubo.co.jp

問 平成30年度北方領土に関する標語・キャッチコピー募集係 ☎03-5405-2064

平成30年度 長崎新聞金婚夫婦表彰

結婚50年目を迎えられる、県内の金婚ご夫婦を表彰いたします。9月17日（敬老の日）の長崎新聞でお名前を紹介し、表彰状と記念品を贈呈。9月から順次、表彰式を長崎、佐世保、諫早各市で開催します。

対 象 昭和43年1月1日～同年12月31日に結婚されたご夫婦

受付期間 平成30年7月1日（日）～7月31日（火）＝消印有効＝

応募方法 所定の用紙（チラシ）に必要事項を記入して郵送。用紙は、県内各市町庁舎や長崎新聞社の本社と佐世保支社、各長崎新聞販売センターなどで配布します。

あて先は〒852-8601（住所不要）

長崎新聞社事業部「金婚夫婦表彰」係

長崎新聞ホームページでも申し込み可能です。



問 長崎新聞社事業部 ☎095-844-5261

お知らせコーナー

自衛官募集のお知らせ

一般曹候補生

受験資格 18歳以上27歳未満の者

受付 7月1日～9月7日

試験日 9月22日（土）

航空学生

受験資格

航空自衛隊要員 高卒（見込含む）で
21歳未満の者

海上自衛隊要員 高卒（見込含む）で
23歳未満の者

受付 7月1日～9月7日

試験日 9月17日（月）

☎ 自衛隊大村地域事務所 ☎ 0957-52-6217

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学は、2018年10月入学生を募集しています。

10代から90代までの幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

出願期間 第1回8月31日まで

第2回9月20日まで

資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学長崎学習センター（☎095-813-1317）までご請求ください。

目や見え方についての相談会（巡回支援教育相談会）

あそび・育児・学校で困っていることなど、ご相談に応じます。

期日 7月23日（月）

場所 大村市こどもセンター

対象者 見え方に関する支援の相談を希望される方
（乳幼児～小中高校生、保護者など）

申込み お電話での事前申込みをお願いします。

締切日 7月6日（金）

（お申し込みはお早めに）

連絡先 長崎県立盲学校 ☎095-882-0020
視覚障害支援部 濱田

詳しくは盲学校ホームページをご覧ください。

<http://www.news.ed.jp/mou/>

川棚警察署生活安全係からのお知らせ

子供の犯罪被害防止

知らない人から声を掛けられたり、不審者を見かけた場合は、すぐに110番するか、最寄りの警察署に通報してください。（不審者の特徴、車のナンバーなどの情報も通報してください。）

子供を守る合言葉…イカのおすし

○イカ…知らない人について「イカ」ない。

○の…知らない人の車に「の」らない。

○お…「お」おきな声を出す。

○す…「す」ぐに逃げる。

○し…まわりの大人に「し」らせる。

東彼杵町内刑法犯認知状況（4月）

	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他
4月中	0	1	0	0
平成30年中	1	3	0	0

東彼杵町内交通事故発生状況（4月）

	人傷 件数	死者	傷者	物件 事故	飲酒	無免許
4月中	2	0	4	22	0	0
平成30年中	7	0	12	69	0	0

※飲酒・無免許は事故件数です

ふるさと納税だより

4月のふるさと納税受入額 542,000円（31件）

誠にありがとうございました。

行政相談のお知らせ

行政相談が次のとおり開催されます。
相談は無料です。お気軽にお越しください。

7月9日(月) 役場 相談室

7月23日(月) 農村環境改善センター

いずれも10:00～12:00

心配ごと相談のお知らせ

日	時	相談員名
7/10(火)	13:30～ 16:00	福田 勝洋 田中 博子

総合会館1階 福祉センター(相談室)

☎ 東彼杵町社会福祉協議会 ☎ 46-0619



図書館からのお知らせ～おすすめの本～



「そして、バトンは渡された」
瀬尾 まいこ 著

3歳になる前に本当の母が亡くなり、父が再婚。その父は、仕事で海外に行き義母と離婚。その義母と日本に残った為に血の繋がらない親子となり、さらに義母は再婚し……。父が3人、母が2人の血が繋がらない親の間をリレーされた優子。しかし、いつでもその時の両親を愛し、彼らは、優子の事を大切に想い愛してくれた。心がじーンとしてくる家族愛あふれる物語です。



「家事の得ワザ」
得する人 損する人 編

テレビ番組「得する人、損する人」で紹介された一流のプロ達に学ぶ「家庭で使える得ワザ」大全集。
料理はもちろん、掃除・洗濯の得ワザも写真、図入りで詳しく説明しており、面倒な家事も楽しくなります。
是非お手に取り、お試しください。



「だるまちゃんとはやたちちゃん」
かこさとし 作・絵

昔、化け物退治した「いのはやたのすけ」の子孫、はやたちちゃんにお化け大会の審査員を頼まれただるまちゃんのお話。子どもが大好きなお化けが、たくさん出て来ます。今年1月出版のだるまちゃんシリーズ最新作3冊のうちの1冊です。

5月2日に死去された著者が、東日本大震災と福島原発事故に被災された方々への鎮魂と慰霊の心を込めて描かれました。

※本の読み語り 7月7日(土) 10:00～ 多目的ホール

月曜日休館、火～土曜日 9:00～20:00 日曜日・祝日 9:00～17:00

おくやみ

～おくやみ申し上げます～
(敬称略)

川尻 郡一 (89) 坂 本
森 憲一郎 (85) 橋ノ詰
松山 忠男 (74) 東 町
松野 和枝 (87) 橋ノ詰
琴野 國昭 (73) 大音琴
尾崎佐代子 (74) 駄 地

寄付お礼

香典返しとして

川尻 定宏 様 坂 本
鶴 信子 様 金 谷

※「おくやみ」は掲載希望の申出があったものだけを掲載しています。

寄附につきましては、皆様の御好意に対し心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

編集室より

茶市の取材に行きました。3日目の13日はあいにくの雨模様でしたが、初日、2日目はお天気に恵まれ、たくさんの方でにぎわいました。

お茶にくじら、物産品の露店がずらりとならび、新茶の詰め放題にはなが～～～い行列ができていました！！



東彼杵町の人口(4月末日現在)
※()は前月対比

総人口 8,043 (-34) 男性 3,846 (-12) 女性 4,197 (-22)
世帯数 3,132 (-7) 出生 2 死亡 12 転入 24 転出 32

すこやかちゃん

沖永 ^{りん}凜 ちゃん

(平成28年11月22日生まれ)

【駄地】父・雅功さん 母・翼さん

「いつも楽しく、優しい女の子に
なりますように♡」



～すこやかちゃんに掲載する写真を募集しています～

すこやかちゃんへ掲載を希望する方は総務課までご連絡ください

総務課 総務係 (☎ 46-1265)



町民集いの広場

すくすくねんね

【お問い合わせ先】
すくすくねんね ☎46-0737

場 所 総合会館2階保健センター

開設日 火～土曜日 9時30分～15時30分

7月のイベント予定 ※予約制です

- 7月 4日(水) 七夕会 (10:30～)
- 7月 6日(金) ヨ ガ (10:30～)
- 7月12日(木) 乳幼児心肺蘇生法講習会 (10:30～)
- 7月18日(水) 音楽ふれあい遊び&誕生会 (10:30～)
- 7月20日(金) クッキング (10:00～)
- 7月24日(火) いっぽ講座
- 7月25日(水) リンパマッサージ (10:00～)



▲4/27 こいのぼりを製作しました



クーちゃん

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ7,000万円

(1等5千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月9日月2種類同時発売!

発売期間 7/9日～8/3日
抽せん日 8/14日

公益財団法人長崎県市町村振興協会

各1枚 300円